

県民公園野鳥の園

指定管理者業務仕様書

令和7年8月

富山県生活環境文化部自然保護課

県民公園野鳥の園 業務仕様書

県民公園野鳥の園の管理運営を指定管理者が行うにあたり、業務の内容及びその基準はこの仕様書による。

1 施設の概要

(1) 名称 県民公園野鳥の園

(2) 所在地 富山市三熊、高塚

(3) 開設 昭和60年10月

(4) 施設の概要

① 敷地面積 78ha (うち湛水池及び富山市天文台は管理の対象から除く)

② 施設内容(別添図面参照)

ア 三熊地域(古洞池周辺) 73ha

- ・山林 約40ha
- ・芝生広場 約2,500m²
- ・園路 1周 約5.7km
- ・施設等

施設・工作物	面積・数量等	構 造
公衆便所	12.9 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建て
駐車場(無料)	40 台	舗装
どんぐり橋	1基	木造
休憩舎B棟	9.90 m ²	木造
管理橋四阿	9.00 m ²	木造
管理橋親柱	4本	木製
管理橋模擬階段	47 段	コンクリート造
管理橋模擬水路	109 m	コンクリート造
管理橋安全柵	209 m	コンクリート造
遊歩道野外卓	5 基	木造
遊歩道指導標	8 基	木造
遊歩道案内板	3 基	木造
管理橋案内板	1 基	木製
親水施設四阿	46.60 m ²	木造
管理道路舗装	860 m	アスファルト舗装
休憩施設円形側溝	113 m	コンクリート製
管理道路防護柵	38 m	鉄製
管理道路防護柵	280 m	鉄製
休憩施設防護柵	98 m	鉄製
管理道路誘導標	87 本	合成樹脂製
管理道路車止め	6 基	ステンレス製
管理道路側溝	23 m	鉄筋コンクリート製
休憩施設木橋	3 橋	木製
歩道模擬柵	1 式	

- イ 高塚地域(国設鳥類観測ステーション周辺) 5ha
 - ・ 山林 約5ha
 - ・ 園路 約300m

2 管理方針

当施設を管理運営するにあたり、次の項目に沿って行うこと。

- (1) 野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供するという施設の設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 効率的な運営を行い、管理運営費の削減に努めること。
- (3) 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望を管理に反映すること。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

4 法令等の遵守

管理にあたっては、本仕様書のほか、地方自治法その他の関係法令、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、富山県置県百年記念公園条例、富山県情報公開条例、富山県個人情報保護条例、協定書等を遵守すること。

なお、上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 管理運営において取得した情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、施設の管理運営において知りえた秘密を他へ漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、または従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

6 危機管理対応

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態に対しては、危機管理体制を構築しておくこととする。また、上記災害等の際には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報する。

7 役割分担・リスクの管理

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1件の修繕費が上限額未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件の修繕費が上限額以上）（※1）・備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※1）1件の修繕費が上限額以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議のうえ、指定管理者において実施する場合がある。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担する。

（※2）施設の火災保険は県で加入する。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示す。

- (※3) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定する。
- (※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先する。

8 業務の内容

施設等の機能維持が確保され、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行う。

① 散策路管理

- ・ 園路歩道の草刈、除草、芝刈を行い、里山内の倒木、危険木は適正に処理する。

② 雑木林管理（三熊：約40ha、高塚：約5ha）

- ・ 雑木林を管理し、必要に応じて、間伐、伐採を行う。

③ 芝生広場管理

- ・ 芝生広場の健全な状態を維持するために、適宜、芝の刈り込みを行うとともに、雑草が発生した場合は除草を行うなど、適切な管理により美観を維持する。

④ 公衆便所・駐車場の清掃業務

- ・ 利用者が快適に利用できるように、公衆便所の清掃を行い、トイレトペーパー・洗剤の補充、ごみ処理を行う。
- ・ 駐車場の掃き掃除を行い、必要に応じて破損箇所の補修を行う。

⑤ 工作物管理

- ・ 必要に応じ、園路の階段や各種誘導利用看板等の補修、修繕を行う。また、園内設置物の新設や変更を行う際は、看板等を新たに設置または修正する。

⑥ 浄化槽維持管理業務

- ・ 浄化槽の清掃・点検・水質検査を適正に行い、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、安全、衛生的な環境づくりに配慮する。

⑦ 鳥類一級観測ステーション周辺の整備

- ・ 春秋の渡り鳥の時期に、鳥類一級観測ステーション周辺の草刈りを行い、必要に応じて樹木の伐採、歩道及び階段の補修を実施する。業務の内容については、観測ステーションの管理者からの指示に従い実施すること。

⑧ その他

- ・ 利用者の安全確保に必要と認められる場合は、適切な方法で利用者への注意喚起に努めること。

9 その他施設の管理に関する留意事項

(1) 施設賠償保険

指定管理者において、下記以上の保険に加入すること。

【保険内容】 対人賠償：1人あたり40,000千円、1事故あたり200,000千円

(2) ボランティアの活用

自然環境保全への理解を深め、里山整備の重要性を普及啓発するため、ボランティアを積極的に活用して、フィールドの整備等を実施すること。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項については、県と指定管理者で協議・調整を行うこと。

施設保守管理業務作業基準

(1) 施設保守管理業務

業務名	業務の内容及び設備	作業基準
浄化槽維持管理業務	浄化槽法による浄化槽の機能点検、水質検査、清掃業務 【設備】 浄化槽型式 アムズ北研 F-50 50人槽 分離接触ばっ気方式 (単独槽) FRP	【保守点検】 〔資格〕 県の登録を受けた浄化槽保守点検業者 機能点検 定期点検：点検、簡易水質検査、薬剤注入、軽清掃等 (年6回 偶数月) 水質点検 水質試験：BOD等 (年2回) 【清掃】 〔資格〕 浄化槽清掃業者 汚泥清掃：汚泥搬出、処理、浄化槽清掃等 (年1回) 【法定点検】 〔資格〕 指定検査機関 水質検査、外観検査(年1回)

(2) その他の業務作業基準

業務	業務の内容	作業基準
公衆便所清掃	公衆便所の清掃、トイレトペーパー・洗浄剤の補充、ごみ処理	【清掃】 週2回 【作業基準】 ・ホース等で水をまき、ブラシで床の汚れを落とす。 ・便器の汚れはブラシ等で落とす。 ・洗浄剤・トイレトペーパーは常時補充しておく。 ・クモの巣やゴミは取り除く。 (冬期 12月～2月は降雪の状況をみて作業することとし、目安として2週に1回以上とする)
駐車場の清掃	駐車場の掃き掃除、周辺の除草、必要に応じて破損箇所を補修	【清掃】 週1回以上 【除草】 年2回以上
散策路管理	園路歩道の草刈、除草、里山内の倒木、危険木の処理	(三熊:約5.7km) 【作業基準】 ・鳥獣保護区内の管理でもあり、適宜巡回を行い、希少種や渡り鳥の群れなどが確認された場合は、作業を控えるなど、野鳥の生息に配慮すること。 ・適宜巡回を行い、ゴミや危険物を発見した場合には適切に処理すること。 ・草刈は、除草剤を使用せず、草刈機などにより実施することとし、刈り跡は清掃すること。

業務	業務の内容	作業基準
芝生広場管理	広場の除草等	(三熊:2,500 m²) 【作業基準】 芝生広場において、雑草が伸びきらないよう適宜草刈、除草を行うとともに、芝の刈り込みを年3回(延べ9日)以上行うなど、適切な管理により美観を維持すること。 【芝刈り】 ・芝生の生育状況をみながら刈り込み時期や刈り込みの高さを決定する。 ・刈りむら、刈り残しのないよう、均一に刈り込むこと。 【施肥】 ・施肥は所定の量を芝生面にむらのないよう均一に施すこと。 【除草】 ・除草剤を使わずに、草刈機などで適宜実施すること。
鳥類一級観測ステーション周辺の整備	鳥類一級観測ステーション周辺の草刈り、樹木の伐採、歩道及び階段の補修	年2回(延べ6日程度) 【作業基準】 網場設置のための除草・草刈り、障害となる樹木の伐採(尾根 範囲:幅 15m×長さ 300m 程度 及び 網場から斜面を下り 幅 60m×長さ 300m の範囲内) 歩道の障害物の除去、階段の補修等(約 300m) 作業にあたっては観測ステーションの管理者((財)山階鳥類研究所 鳥類標識調査員)からの指示に従う。

- ・作業基準は標準的な回数を示しています。
- ・常に良好な状態を維持できるよう、状況を見ながら、必要な措置を講ずるなど、適切に管理すること。